



令和6年度 みなとこども誰でも通園事業 利用のごあんない

在宅子育て家庭に対して、保護者の方のリフレッシュや子ども同士の触れ合いの機会をつくるため、教育・保育施設を利用していない未就園児を対象に、利用登録をいただいた上で、1年間、週2、3日の決まった曜日に保育を行う、「みなとこども誰でも通園事業」を実施します。ご利用を希望される方は、以下の記載事項をご確認の上、申請してください。

1 事業内容

教育・保育施設を利用していない未就園児を対象に、下記の内容で定期的な預かり事業を実施します。

利用頻度	週2、3日の定期利用
利用曜日	月曜日～金曜日の中から選択（固定） ※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。 【例：4月に月曜日・水曜日の週2日で申請した場合】 4月1日（月）、3日（水）、8日（月）、10日（水）、15日（月）、17日（水）、22日（月）、24日（水）が利用日になり、5月以降も利用曜日の変更は不可。
利用時間	午前9時～午後5時の範囲で選択（時間は月単位で固定・1日最長8時間） 【例：4月に月曜日（午前10時～午後1時）・水曜日（午前9時～午後2時）で申請した場合】 4月は、月曜日（午前10時～午後1時）・水曜日（午前9時～午後2時）で固定。 5月以降に月曜日（午前9時～午後3時）・水曜日（午前10時～午後2時）とするなど利用時間の変更は可（空きがある場合に限る）。
利用可能期間	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
延長保育	延長保育はありません。
その他	・ 利用日当日、体調がすぐれないお子さんの預かりはできません。 ・ 医療的ケアが必要なお子さんの預かりはできません。

2 対象児童 ※次の全てを満たすお子さんが対象です。

- 区内に住民登録があり、現に居住していること。
- 平成30年4月2日から令和5年12月1日（生後4か月）までに生まれていること。
- 本事業の利用を4月もしくは5月から開始できること。
- 令和6年4月1日時点で、幼稚園、認可保育園、認定こども園、港区保育室、地域型保育事業、認証保育所、みなと保育サポート（定期利用）、企業主導型保育施設、認可外保育施設に在籍していない未就園児であること。

※ 教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。

3 申請方法 ※電子申請にご協力をお願いします。

(1) 電子申請

次のURLもしくはQRコードからWEB上の専用フォームにアクセスし、必要な情報を入力してください。

※ 写真を添付する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/VGrSc>



フォームへの入力完了すると、受付完了メールが届きますので、抽選日までメールは保存しておいてください。なお、受付完了メール記載の受付番号は、抽選番号ではありません。申請多数で抽選になった場合は、港区公式ホームページに「受付番号と抽選番号の対応表」を掲載しますので、必ず確認してください。

(2) 郵送・窓口提出による申請

所定の書類を郵送していただくか、窓口に出し、申請してください。

提出書類	① みなとこども誰でも通園事業利用申請書〈区指定様式〉 ② 児童の健康状況申告書〈区指定様式〉 ③ 事業ニーズ調査票〈区指定様式〉 ④ 令和6年度みなとこども誰でも通園事業利用申請に当たっての確認書〈区指定様式〉 ⑤ 申請者及び利用児童の住所の確認ができる書類の写し（住民票・免許証・国民健康保険証等） ※ ①②③④は港区公式ホームページからダウンロードできます。
受付窓口	郵送（〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 子ども政策課あて） または、港区役所7階 子ども政策課窓口
窓口受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時

4 利用者選出方法

定員を超える申請があった場合は、抽選により利用内定者を選出します（抽選となった場合には、抽選会場等を、港区公式ホームページにて事前にお知らせします）。また、内定者が辞退した場合等を考慮し、利用待機者を数名選出する場合があります。抽選結果については、抽選日当日に港区公式ホームページにて発表し、申請をされた全ての方に対して、抽選日以降に結果を郵送します（電話による抽選結果の照会はお断りしています）。

5 受付期間・抽選日・結果発表日

郵送・電子申請の受付期間	窓口申請の受付期間	抽選日・結果発表日
令和6年2月16日（金）～ 令和6年3月1日（金）必着	令和6年2月16日（金）～ 令和6年3月5日（火）午後5時	令和6年3月12日（火）

6 実施施設

区立伊皿子坂保育園及び旧南麻布三丁目保育室の2園で実施します。保育形態や食事提供等は、実施施設により異なります。

施設名称	区立伊皿子坂保育園	旧南麻布三丁目保育室
住所	三田4-19-30	南麻布3-5-15 1階
保育形態	通常の在園児と合同で保育を実施	本事業の利用児童のみで保育を実施 （委託運営予定事業者：株式会社アイグラン）
食事提供	利用する時刻に応じ、通常の在園児と同様の給食及びおやつ ^給 の提供があります。 【提供開始時刻（目安）】 離乳食（0歳）：10時 給食（1・2歳）：11時 給食（3歳以上）：11時30分 離乳食（0歳）：14時 おやつ：15時	給食やおやつ ^給 の提供はありません。利用時に各ご家庭から、お弁当・おやつ・粉ミルク等をご持参いただきます。
定員	2人程度	20人程度 （0歳児：6人程度 1歳児以上：14人程度） 【クラス年齢表】 0歳児：R5.4.2～R5.12.1生まれ 1歳児以上：H30.4.2～R5.4.1生まれ
1日あたり利用料	1,500円/5時間以内 3,000円/5時間超	1,100円/4時間未満 1,650円/4時間以上6時間未満 2,200円/6時間以上8時間以下

7 利用料の支払い

- (1) 支払いは月額払いです。前月 15 日までに提出する利用希望日時に基づき、算出した月額利用料（1 日あたり利用料×利用予定日数）を当該利用月の初回利用日にお支払いいただきます。

【例：旧南麻布三丁目保育室の事業利用者が、令和 6 年 5 月の利用予定日時を、月曜日（午前 9 時～午後 3 時）・水曜日（午前 10 時～午後 2 時）で提出した場合】

	月曜日利用	水曜日利用
1 日あたり 利用料	6 時間利用→1 日あたり 2,200 円	4 時間利用→1 日あたり 1,650 円
1 月の 利用日数	5 月 13 日、20 日、27 日 →計 3 日	5 月 1 日、8 日、15 日、22 日、29 日 →計 5 日
月額利用料	2,200 円×3 日=6,600 円	1,650 円×5 日=8,250 円

上記例の場合、月曜日と水曜日を合計した月額保育料である **14,850 円**を、5 月の初回利用日である 5 月 1 日に、施設にお支払いいただきます。

- (2) お子さんの病気やけが、家庭の事情等により、実際の利用日数・時間数が、予定していた利用日数・時間数より減少しても、**料金は返還されません**のでご注意ください。
- (3) 生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯（令和 5 年度分の区市町村住民税額）、第二子以降の子どもは利用料を免除します。また、本事業は幼児教育・保育の無償化の対象です。

8 利用の終了

利用中に以下のいずれかに該当した場合は、利用終了となります。

- ① 幼稚園、認可保育園、認定こども園、港区保育室、地域型保育事業、認証保育所、みなと保育サポート（定期利用）、企業主導型保育施設、認可外保育施設の定期的な利用を開始する場合
- ② 区外に転出する場合
- ③ 1 か月を超えて利用をしない場合（月の初めから 1 か月間利用をしない場合は、「利用休止」ができます。利用を休止している 1 か月間は利用料がかかりません。利用休止ができる期間は 1 か月のみです）

9 注意事項

(1) 利用申請時の注意事項	
①	児童 1 人につき 1 件の申請としてください。
②	利用申請できる施設は、実施施設の中から児童 1 人につき 1 施設のみです。
③	利用を開始する月は 4 月もしくは 5 月としてください。
④	利用希望日時は週 2 日以上 3 日以下で、1 日の利用を 8 時間以下としてください。
⑤	利用希望時刻は 30 分単位としてください。
⑥	利用希望施設・利用希望日時等の申請内容について、受付期間を過ぎての変更はできません。
⑦	万が一、同一児童について複数回の申請があると判断した場合、最新の申請のみ有効な申請とします。
⑧	郵送事故等による書類の遅れや不着について、区は一切の責任を負いません。
⑨	郵送申請時の到着確認には回答できませんので、自身で到着確認ができる郵送方法としてください。
⑩	次のドメインからのメールを受信できるように設定してください。(@city.minato.tokyo.jp)
(2) 利用抽選の注意事項	
①	抽選となった場合は、区立伊皿子坂保育園、旧南麻布三丁目保育室の 0 歳児、旧南麻布三丁目保育室の 1 歳児以上のそれぞれで抽選を行います。
②	旧南麻布三丁目保育室を希望する利用児童が双子で、2 人そろって利用できる場合のみ利用を希望するときは 2 人でひとつの抽選番号とし、1 人しか利用できない場合でも利用を希望するときは 1 人ひとつの抽選番号とします。申請書に希望をうかがう箇所がございますので、記入してください。
③	区立伊皿子坂保育園を希望する利用児童が双子の場合は、1 人ひとつの抽選番号とします。
(3) 利用内定後の注意事項	
①	利用内定者は、面接・健康診断を受けたのち、正式な利用決定となります。お子さんの健康状況によって集団保育に適さないと判断された場合、利用内定が取消となることがあります。
②	申請後、対象児童の要件を満たさなくなった場合、利用内定、利用決定は取消となります。
③	原則として、初回利用月の最初の 2 週間は慣れ保育の期間になります。

10 よくあるご質問

<p>Q 1. 幼稚園や認可保育園での一時預かり事業を利用したことがあるが、対象児童に該当するか。 A 1. 定期的な利用でない、一時預かりのみの利用であれば、対象児童に該当します。</p>
<p>Q 2. インターナショナルスクールを週2日利用しているが、対象児童に該当するか。 A 2. インターナショナルスクールの多くは認可外保育施設に該当します。週2日でも教育・保育施設を定期的利用していれば、対象児童に該当しません。</p>
<p>Q 3. 利用頻度は、週2日もしくは3日のみで、週1日や週4日では利用できないのか。 A 3. 本事業は、週2日もしくは週3日のみの利用となります。</p>
<p>Q 4. 利用開始後、利用曜日の変更はできないのか。 A 4. 利用曜日の変更はできません。</p>
<p>Q 5. 利用開始後、利用時間の変更はできるのか。 A 5. 変更を希望する時間帯に空きがある場合、利用時間の変更は可能です。変更を希望する場合は、空きを施設に確認の上、変更を希望する月の前月15日までに内容変更届を利用施設に提出してください。</p>
<p>Q 6. 利用開始後、利用時間の希望を出す前月15日までに、次月の半分以上が利用できないと分かっている場合でも、次月の利用料は減額されないのか。 A 6. 利用曜日の変更はできませんが、前月15日までにあらかじめ利用ができない日を提出していただければ、その分の利用料を差し引いた金額が月額利用料となります。</p>
<p>Q 7. 前月15日までに利用できない日を申し出なかった場合は、やむを得ない事由で利用できなかったときでも利用料は減額されないのか。 A 7. 利用料の減額はされません。</p>
<p>Q 8. 利用可能期間が1年間だが、1か月のみの利用でも良いのか。 A 8. 1か月のみの利用も可能ですが、利用開始月は4月もしくは5月としてください。</p>
<p>Q 9. 給食、おやつは提供されるのか。 A 9. 区立伊皿子坂保育園でのみ、給食、おやつが提供されますが、在園児と同時間帯での提供となるため、提供開始時刻と利用時間が重なっている場合のみの提供になります。</p>
<p>Q 10. 利用開始月を4月もしくは5月としているが、5月に生後4か月となる児童は申請できるのか。 A 10. 対象児童の要件を満たさないため、申請はできません。</p>
<p>Q 11. 令和6年4月1日での教育・保育施設への入園が内定していても申請できるのか。 A 11. 令和6年4月1日での教育・保育施設への入園が内定していても申請は可能ですが、令和6年4月に入園した時点で直ちに利用決定が取消になります。</p>
<p>Q 12. 育児休業明け入所予約の承諾者となっても申請できるのか。 A 12. 育児休業明け入所予約の承諾者となっても申請は可能です。教育・保育施設の利用を開始する時点で利用決定が取消になります。</p>
<p>Q 13. 複数回、または、複数の方法で利用申請をした場合、どのように取り扱われるのか。 A 13. 児童1人につき1件の申請としてください。万が一、同一児童について複数回申請があると判断した場合、最新の申請のみ有効な申請とします。</p>
<p>Q 14. 給食、おやつを提供を受けなくても月額利用料は減額されないのか。 A 14. 給食等の食事提供開始時刻の利用がなく、給食、おやつを提供を受けない場合でも月額利用料の減額はありませぬ。</p>
<p>Q 15. 抽選前に申請者の数を聞くことができるか。 A 15. 人数についてはお答えできません。</p>
<p>Q 16. 令和6年度中に再募集の予定はあるのか。 A 16. 令和6年度中の再募集は未定です。</p>

【問合せ先 子ども家庭支援部 子ども政策課 TEL03-3578-2111 内線(2849・2679・2442)】

<利用開始までの流れ>

1



施設
見学

- 実施施設は事前に見学することができます。見学希望の方は各施設へ直接問い合わせてください。
【見学に関する問合せ先】
区立伊皿子坂保育園 TEL03-3444-7601
旧南麻布三丁目保育室 TEL03-3443-5711

2



利用
申請

- 申請締切日までに、必要書類を全て揃えて郵送または窓口で提出するか、電子申請をしてください。なお、郵送申請の場合は締切日必着になりますので、注意してください。
- 必要に応じ、教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。

3



利用者
の抽選

- 受入予定数を超える申請があった場合は、抽選により利用内定者を決定します。抽選会場については、港区公式ホームページにて事前にお知らせします。
- 抽選結果については、抽選日当日に港区公式ホームページにて発表します。

4



利用者
の内定

- 【内定した場合】
- 内定した方には、郵送で連絡します。

【内定しなかった場合】

- 内定に至らなかった全ての方に郵送で連絡します。待機者の方には、内定者の状況に応じて利用が可能になった場合、電話で連絡します。

5



面接
健康診断

- 面接・健康診断については、内定した施設に連絡し、日時の調整を行ってください。目安として初回利用日の10日前頃に受けられるようご協力ください。施設の指定する期間に受けられない場合は、利用が開始できません。
- 内定後、施設での面接・健康診断の結果によっては、利用ができないことがあります。

6



利用
開始

- 決定した初回利用日に登園してください。
- 利用料は、現金またはPayPay（区立伊皿子坂保育園）、Enpay（旧南麻布三丁目保育室）による電子マネー決済による月額払いです。月の初回利用日に各施設でお支払いください。